

令和5年度

東京都多重債務問題対策協議会  
相談部会及び貸金業部会合同会議

令和6年1月18日（木）

消費生活総合センター17階 教室I・II

午前9時59分開会

○小菅部会長 皆様、おはようございます。大変お待たせいたしました申し訳ございません。

ただいまから、令和5年度相談部会及び貸金業部会の合同会議を始めさせていただきます。

私、相談部会長を務めております、東京都消費生活総合センター所長の小菅でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日の司会は、相談部会のほうで務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、相談部会長として一言御挨拶を申し上げます。

皆様方には、日頃より、多重債務問題対策の推進に御理解、御協力をいただき、誠にありがとうございます。また、本日はお忙しい中、この会議に御出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。

さて、相談部会では、平成20年度以降、東京都と23区26市1町が東京三弁護士会、東京司法書士会、日本司法支援センターなどの法律専門相談窓口等の御協力をいただき、特別相談「多重債務110番」を9月と3月の年2回実施しております。今年度につきましても、昨年9月4日・5日にこの特別相談を実施いたしました。

実施結果につきましては後ほど御報告させていただきますが、コロナ禍に特例貸付で当面の窮状はしのげたものの、収入が十分回復せずに返済ができなかったといった相談が目立ってくるなど、これまでとは違った、生活困窮の色合いの強い多重債務相談が寄せられておりまして、特別相談の件数も増加傾向に転じているところでございます。

東京都が主催いたします東京都多重債務問題対策協議会には5つの部会が設置されておりますけれども、そのうち相談部会と貸金業部会におきましては平成24年度から合同で開催する機会を設けております。

多重債務に陥った方は、原因がギャンブルや買い物依存だけではなく、生活困窮であってもあらゆる形で借金をしていることが見受けられ、相談の中にはヤミ金が関わっていると考えられるものもございます。相談部会にとって貸金業部会による報告が有用であるように、貸金業部会においても実際に消費者からどのような相談が寄せられているかといった実態を知るよい機会になっているのではないかと考えております。

多重債務問題は、消費生活行政のみでは決して解決できるものではございません。皆様方との緊密な連携が不可欠でございます。本日、このような合同部会を開催し、情報共有

をすることは多重債務問題の一層の解決につながる有意義な取組であると考えております。

お集まりの皆様には、改めて御礼申し上げますとともに、引き続きの御協力をお願いいたします。私の御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

続きまして、貸金業部会長より御挨拶をいたします。

東京都産業労働局金融部、福田部長、どうぞよろしくをお願いいたします。

○福田部会長 貸金業部会の部会長を務めさせていただいております、産業労働局金融部長の福田でございます。よろしくをお願いいたします。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より、東京都の貸金業対策やヤミ金融被害の防止対策、さらには多重債務問題の解決防止に向け、多大なる御協力をいただいておりますことを御礼申し上げます。

貸金業部会におきましては、今年度も関係機関の皆様の御協力をいただきながら、「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」を昨年6月と11月にそれぞれ実施し、公共交通機関や駅前の大型ビジョンでの啓発動画の放映のほか、インターネット広告、関係機関のホームページ等を活用した啓発活動を実施したところでございます。

また、イベントへの出展による啓発・宣伝といたしまして、同じく11月に、新橋駅前SL広場での新橋古本市、立川市にございます昭和記念公園でのたちかわ楽市におきまして、それぞれ開催期間中に活動を行ったところでございます。

これらに加えまして、金融トラブルの被害に遭いやすい高校生、大学生をはじめとする若年者や高齢者層に対しましては、金融の基礎知識の習得やヤミ金融被害防止に向けた出前講座を本部会委員であります日本貸金業協会様とも連携し、開催をしております。

さらに、登録貸金業に対しましては、業務の適正化と資金需要等の保護の観点から、行政庁といたしまして、立入検査や行政指導、行政処分など、法に基づく厳正な指導・監督を実施しているところでございます。

今後とも、ヤミ金融被害の防止、多重債務問題の解決・防止に向けて、相談部会の皆様も含めまして関係機関の皆様としっかり連携をして取り組んでまいりたいと思っております。本日は限られた時間ではございますが、どうぞよろしくをお願いいたします。

○小菅部会長 どうもありがとうございます。

それでは、先に委員の皆様から簡単に自己紹介をいただきたいと思っております。相談部会の委員、貸金業部会の委員の順に、それぞれ名簿順でお願いいたします。

それでは相談部会の皆様です。

東京弁護士会、宮村委員、お願いいたします。

○宮村委員 東京弁護士会の宮村と申します。よろしくお願いいたします。

○小菅部会長 第一東京弁護士会、田中委員、お願いいたします。

○田中委員 第一東京弁護士会の弁護士、田中と申します。よろしくお願いいたします。

○小菅部会長 第二東京弁護士会、寺谷委員は、本日御欠席との連絡をいただいております。

東京司法書士会理事、安藤委員、お願いいたします。

○安藤委員 東京司法書士会、安藤でございます。本日はよろしくお願いいたします。

○小菅部会長 日本司法支援センター東京地方事務所副所長、亀井委員、お願いいたします。

○亀井委員 法テラス東京の亀井と申します。よろしくお願いいたします。

○小菅部会長 全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会幹事、海老名委員、お願いいたします。

○海老名委員 海老名と申します。毎回、被害者の問題をこういふことで取り上げていただいております。本当に感謝しております。今日もよろしくお願ひします。

○小菅部会長 日本クレジットカウンセリング協会専務理事、米澤委員、お願いいたします。

○米澤委員 米澤です。どうぞよろしくお願ひします。

○小菅部会長 足立区の吉尾委員は、本日御欠席との連絡をいただいております。

八王子市市民部 消費生活センター所長、橋本委員、お願いいたします。

○橋本委員 八王子市消費生活センター所長の橋本と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○小菅部会長 瑞穂町の長谷部委員は、本日御欠席との連絡をいただいております。

続いて、貸金業部会の皆様です。

全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会、中村委員、お願いいたします。

○中村委員 中村と申します。よろしくお願ひします。

○小菅部会長 米澤委員は相談部会の委員にも御就任いただいております。先ほど御紹介いただいておりますので、日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター長、菅原委員、お願いいたします。

○菅原委員 日本貸金業協会相談・紛争解決センターの菅原と申します。どうぞよろしく

お願いいたします。

○小菅部会長 財務省関東財務局東京財務事務所理財第四課長、池田委員、お願いいたします。

○池田委員 関東財務局東京財務事務所の池田と申します。よろしく申し上げます。

○小菅部会長 警視庁生活安全部金融犯罪対策室長、高部委員は、本日御欠席との連絡をいただいております。

警視庁組織犯罪対策部の米山委員も、本日御欠席との御連絡をいただいております。代理として、警視庁組織犯罪対策部 暴力団対策課の長友様に御出席いただいております。長友様、お願いいたします。

○長友様 長友と申します。よろしく申し上げます。

○小菅部会長 皆様どうもありがとうございました。

続きまして、東京都側の出席者を紹介いたします。西尾委員から座席順に反時計回りで簡単に自己紹介をお願いいたします。

○西尾委員 東京都生活文化スポーツ局消費生活部の西尾と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○木島オブザーバー 貸金業対策課の木島と申します。よろしく申し上げます。

私、今回、出席は最後となります。来月、警視庁のほうに帰る予定でございます。最後になりますので、今までありがとうございました。今後ともよろしく申し上げます。

○八木委員 福祉局生活福祉部の地域福祉課長の八木でございます。本日はよろしくお願い申し上げます。

○篠田委員 産業労働局貸金業対策課長の篠田でございます。よろしく申し上げます。

○高村委員 東京都消費生活総合センター相談課長の高村でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○伊与委員 東京都生活文化スポーツ局消費生活部企画調整課長の伊与と申します。よろしく申し上げます。

○福岡オブザーバー 消費生活総合センター消費生活専門課長の福岡でございます。よろしく申し上げます。

○小澤オブザーバー 保健医療局保健政策部健康推進事業担当課長で自殺対策をやっております小澤と申します。よろしく申し上げます。

○小菅部会長 それでは、皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議事のほうに入らせていただきます。

合同開催の進行につきましては、先ほど申し上げましたとおり、今回は相談部会のほうで務めますので、これより私のほうで進めさせていただきます。

また、本日の会議は11時30分終了の予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、東京都消費生活総合センター相談課長から、本日の配付資料の確認をお願いします。

○高村委員 それでは、本日の資料について確認をさせていただきます。お手元のタブレット端末もしくは端末のほうから御覧ください。

お手元に配付しております次第に記載のとおり、会議次第、各部会出席者名簿のほか、資料1から11まで及び参考資料がございます。それぞれの端末に16の資料が入っているかと存じますが、御確認をお願いいたします。

資料についての不備やタブレット操作について、不具合もしくは分からないことがございましたら、お近くに職員がおりますので、気軽にお声がけいただければと存じます。よろしくお願いいたします。

○小菅部会長 皆様、資料に不備等はないでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お手元の会議次第に従いまして会議を進めてまいります。

まず、次第1、東京都消費生活総合センターからの報告について、当センターの相談課長の高村から御説明いたします。

○高村委員 それでは、皆様、資料1をお開きください。多重債務に関する相談状況について説明をさせていただきます。

相談件数の推移でございますが、平成23年度からの資料となっております。平成23年度から減少傾向でございます。ただ、令和2年度まで下がってはいるのですが、令和3年度以降少し増減しております。令和5年度上半期で233件となっており、前年に比べますと14%ほど増加をしているというような状況でございます。

また、具体的な件数といたしましては、その下に多重債務に関する相談の月別の件数があるのですが、令和5年度9月までで233件となっております。令和4年度の同じ時期、9月までで203件となっているところを見ますと、やはり10%以上の増加が見られております。

契約当事者の職業別件数になりますけれども、令和5年度上半期につきましては、給与

生活者の割合が少し減っておりまして、その代わりに自営・自由業の方、もしくは無職の方の相談が増えているような状況になってございます。

契約当事者の年代別で見ますと、全体的に若い世代が少し増えているような状況が見受けられます。あと、70歳代が例年に比べるとちょっと多めになっているかなと考えております。

続きまして、資料2、東京モデルの実施状況についてになります。

東京モデルというのは、東京都とお集まりいただいております皆様の組織が連携をして、多重債務に関する相談をいち早く適切な状況に戻していくということで作らせていただいているモデルの実施になっております。

東京モデルの実績につきましては、皆様の協力を得ながら、毎年少しずつではございますけれども、私どもの相談から皆様と連携を取らせていただきまして件数を重ねていっているところでございます。今年度、令和5年度につきましては、9月までで45件のケースを扱っております、これも令和4年度に比べると少し増えているような状況になってございます。

また、債務額でございますけれども、100～299万円、300万円未満のところが一番のボリュームゾーンとなっております、続きまして500万未満となっております。少し金額が大きくなっているのかなという実感がございます。

性別でございますが、男性6割、女性4割という数字になっておりまして、ここについては例年半々ぐらい、もしくは増減がかかるものですので、御承知おきいただければと思います。

年代につきましては、20歳代が18%、30代が20%と、先ほども申し上げましたけれども、やはり若い世代の相談が少し多くなってきているかなと感じております。

2ページ目に入りますけれども、職業でございますが、給与生活者が55%と一番大きいところにはなっておりますけれども、昨年と比べますと、実は無職のところが増えているというような状況でございます。

私どもに来た相談からのつなぎ先でございますけれども、東京都生活再生相談窓口につないだものが一番多くなっておりまして、それ以外になりますと、法律相談センターのほうに御紹介をさせていただいているケースが多くなってございます。

債務整理の報告といたしましては、一番多いのが自己破産という形になっておりまして、どうしても一人で抱えてしまって、にっちもさっちもいかないような方からの相談が多い

のかなというふうに見受けられております。

続きまして、資料3は、今年度9月4日・5日の2日間で行いました特別相談についての結果のプレス資料となっております。こちらを見ていただきますと、実はこの9月の2日間で、全体で177件受けておりまして、東京都の消費生活センターのほうで受けた相談が62件となっております。

例年私どもの都のセンターでは40件ぐらい受けていたという実績がございまして、この9月の相談についてはその1.5倍、60件を超える件数が来ているというのは久しぶりのことでした。やはり多重債務の相談は深刻化しているのかなというのを実感した2日間でした。

東京都が受けた62件の相談の特徴といたしましては、平均年齢が54歳、50歳代以上の人が66%、いわゆる3分の2になっておりまして、借入先が6社以上の方が約3割ということで、多くなっているように見受けられました。

債務額が500万円以上の人も3割を超えておりまして、1人当たりの平均債務額が620万円でした。

本人以外、家族、知人から心配するような相談も約4分の1となっております。

投資詐欺やロマンス詐欺などに遭ったことにより債務を抱えてしまったという相談が6件、約1割入っております。

また、コロナ禍で失業して収入が減少してしまったということで多重債務に陥った方、緊急小口資金の特例貸付を受けているが、収入が回復しないで返済が滞ってしまって多重債務になってしまっているという方の相談が10件ほど入っておりまして、これが今回の特徴であったかなと考えております。

2ページ目には、今回受けた相談の事例を主な事例ということで載せさせていただいております。

3ページ目、4ページ目が、今回受け付けた相談の概要をグラフ化したものになってございます。先ほど申し上げました内容についてここで数値化させていただいておりますので、後ほど御覧いただければと思っております。

簡単ではございますが、私からの報告は以上となります。

多重債務の相談自体は令和2年度までは減少傾向にあったのですが、3年度以降は少し増加傾向にございまして、私ども、この多重債務の問題についてはこれから問題になってくるのではないかと危機感を抱いているところでございます。

消費生活相談をお受けしている消費生活センターの立場から見ますと、かつてほど相談件数は多くないというか、そこまで増えていないものの、転職、事故、病気による入院や、依存症などがきっかけとなって負債を抱えて生活困窮に陥ってしまったなど、深刻な相談も多くなってございまして、本当に楽観視することはできないものであると考えております。

また、若年層では、前回も申し上げたかと思いますが、サイドビジネス商法などをきっかけに借金をしてしまって多重債務に陥ったという事例も散見されてございまして、今後の増加が危惧されているところでございます。

消費者被害も絡み合った相談の場合は、消費生活センターでお受けすることにより、多重債務に加えて消費者被害のほうも解決に向かうことができるかなと考えておりますので、消費生活センターの力を発揮できる場面でもあると考えております。

第2回の多重債務相談につきましては、3月4日・5日に実施いたします。弁護士会、司法書士会、法テラスなど関係機関の皆様には、法律専門家の派遣をお願いしているところでございます。今回も、特別相談当日にはカウンセラーを配置させていただきます。

1月24日に実施日程等をプレス発表し、ホームページ、X（エックス）、LINE等による周知を行いますとともに、都営バスの車内、新宿区立公園、都内各施設へのポスターの掲示、都庁周辺のデジタルサイネージ等を活用した告知などを実施する予定となっております。

現在、チラシ・ポスター等の作成準備を進めております。チラシの原稿を参考資料として最後の資料に加えております。後ほど御覧いただければと思いますけれども、こちらを配布させていただきますので、皆様、周知をよろしく申し上げます。

以上となります。

○小菅部会長 ただいま当センターから、多重債務に関する相談状況、東京モデルの実施状況、昨年9月実施の「多重債務110番」の実施結果、3月に実施いたします第2回の特別相談等について御説明申し上げましたが、御質問、御意見等がございましたら御発言をよろしく願いいたします。特にございませんか。

それでは、先に進ませさせていただきます。

次に、次第2、産業労働局金融部貸金業対策課からの報告です。貸金業対策課長の篠田委員から御説明をお願いいたします。

○篠田委員 では、資料4「都における貸金業対策」をお開きください。

まず1が、東京都知事登録、東京都の登録業者の推移という形になってございます。表の一番左の「14」となっているのは平成14年のことございまして、最も貸金業者が多かった時代でございます。6,983ということで、7,000近い貸金業者がおりましたが、多くは数人程度でやっていて、個人向けに貸しているようなところだったのですが、そういったところが貸金業法改正になって大分減りまして、足元を見ていただきますと500半ばぐらいということで、令和に入りましてからほぼ横ばい、やや微増というような感じで推移しているところでございます。

数はほぼ横ばいなのですが、新陳代謝のほうは進んでございまして、例えば令和3年から令和4年にかけて564から565と、総数としては1社増えているのですが、内訳としましては、50の貸金業者が新規で登録されまして、49の事業者の登録がなくなって廃止になったということで、約1割の業者が入れ替わっているといったところでございます。これはここ過去何年間も同じでございまして、令和5年でも同じような形で推移しているところでございます。

続きまして、2の行政処分の推移でございまして、令和5年度におきましては、11月末までの時点で3件の行政処分を行っているところでございます。業務停止処分が1件で、業務停止は最長1年間ですけれども、本件は30日の業務停止という形で、貸金業者は登録内容に変更があった場合には届出が義務づけられているのですが、そちらの届出が期日までになされないことが複数回あったということで、業務停止になったのが1件。

また、業務改善命令が2件でございます。1つは、不適正な広告が打たれていたというところ、もう1件は貸金業務取扱主任者というのが貸金業を行う上で必要なのですけれども、そちらの方が常駐していなかったというような形での処分でございました。

今後も引き続き、随時検査をしながら、必要に応じて行政処分を行っていくところでございます。

続きまして、苦情・相談件数の推移でございまして、令和5年度は、11月末日までに482件となっております。これは、1年前の前年同月、令和4年11月の数値が456ですので、プラス26件、率にして5.7%増ということで、足元はやはり相談の件数なんかも増えているのかなといったところでございます。

相談で一番多いのが、事業をやられている方とか個人の方から、こんな貸金業者からお金を貸しますよというチラシが入っていました、あるいはインターネットで来ましたみたいな感じで、この業者は登録されている都の業者なのではないかというような問合せがか

なり多くなってございます。今年度も、482のうち130件程度がそういった相談でございまして、7～8割は登録がない業者になってございますので、まだまだヤミ金融、登録がないようなところがチラシを配って活動しているところがうかがえます。

あと、件数はさほど多くはないのですけれども、保証金詐欺です。個人事業主とか零細の中小企業に、事業資金を貸しますので、については先立って保証金を10万円、20万円、多いときは100万円振り込んでくださいというような詐欺の相談が月に2件ぐらいは来てございます。

振り込んでしまっているケースと、こういうことを言われているのだけれども、これは信頼できるのかという振り込む前の相談があるのですが、振り込む前でしたら、それは詐欺ですよという形なのですが、実際に振り込んでしまう方も結構いらっしやいまして、そうすると、今度は警察とか振り込んだ先の銀行にという形で紹介して対応をしているといった形でございます。

その下、業者向けの指導ということで、3年に1度、貸金業につきましては登録を更新することになるのですが、その機を捉まえて更新時の講習会を行っているところでございます。コロナ禍のときに動画配信方式に変えて、YouTubeの限定配信をしているのですけれども、そちらのほうがいずれも見られるし、大人数でも従業員みんなで見られるということでもかなり好評で、令和5年度も動画配信で行っているところでございます。

内容につきましては、左下にありますように、弁護士からコンプライアンスとか気をつけるべき点の説明をいただき、あるいは東京都のほうから説明を行い、最後にテストをして、これが終わると修了証をお送りするという形です。

受講者につきましては、中段にありますとおり75社ですけれども、更新の対象者がこの期間で90社程度ありまして、そのうち75なので、8割強の事業者がこちらのほうは視聴していただいているといったところでございます。

以上がこの資料でございまして、続きまして、次の資料5、都における啓発宣伝活動です。事業者の指導・監督を中心にやっているところでございますが、併せまして資金需要者、借り入れる側にも注意喚起を図っているところでございます。

1の「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」を都と神奈川、埼玉、千葉県と合同で行っているところでございますが、6月と11月に実施してございます。実施内容としましては、(1)インターネット等を活用したキャンペーンということで、各関係機関様

の御協力をいただいて、ホームページにいろいろ掲載したり、インターネットのリスティング広告を打ったり、紙ベースのポスターなどを配布したり、掲示したり、そういったこともやってございます。

また、中段の（２）イベントへの出展ということで、こちらは１１月に昭和記念公園のたちかわ楽市に出展しまして、かなりの人出があるイベントですけれども、こちらのほうで、セミナー、相談、啓発のリーフレットを配布しているところでございます。リーフレット等を詰めたエコバックを２，４００準備したのですが、全て配布し終えたといった形でございます。

参加機関、後援機関については、資料にあるとおりでございます。

２ページ目に行きまして、２の「東京都ヤミ金融被害防止街頭キャンペーン」でございますが、こちらは１１月です。年末はやはり資金需要が高まりますので、その前の１１月に、ちょうど新橋のＳＬ広場で古本市というのがあって、かなりの人出がありますので、そちらのほうにブースを出して、啓発活動、注意喚起を図るリーフレットを配布したり、そういったところを約１週間にわたって行ったところでございます。

その下が３でございますけれども、「資金需要者向けセミナー（出前講座）」です。実際に学校といったところに出向いて講座を行うということで、日本貸金業協会様とも連携しながら実施しているところでございます。

令和５年度１１月までの実績が１９団体、２，５５４人ということで、令和４年度は年間を通じて２０団体、１，８５０人でしたので、この時点でほぼ同じ団体数、人数については大幅に増えているという形でございます。内訳は御覧のとおりでございます。若年者向け、高校とか大学とか専門学校が多いといったところでございます。

その下、４の「その他の啓発宣伝事業」でございます。偽装ファクタリング、中小企業向けにファクタリングを装いながら違法な貸金を行う、そういったところの注意喚起のリーフレットを配布したり、あるいは、台東区、江東区が行っている消費生活展、消費者展にも出展して、消費者向けの啓発を行っているところでございます。

以上が都の貸金業対策課で行っている事業の報告でございます。

以上でございます。

○小菅部会長 どうもありがとうございました。

ただいま篠田委員から報告がございましたが、御質問、御意見等がございましたら、御発言をお願いいたします。特にございませんでしょうか。

それでは、進ませさせていただきます。

続きまして、次第3、各団体・機関からの報告及び情報提供に入りたいと思います。

まず、資料を御提供いただきました委員から御報告をお願いいたします。それぞれ5分程度で御報告いただければと存じます。

初めに、日本司法支援センター東京地方事務所副所長、亀井委員、よろしく願いいたします。

○亀井委員 法テラス東京から報告させていただきます。

まず、資料6の法テラス東京の法律相談援助実績を御覧いただきたいと思います。

「合計」という一番下のほうに細かく「クレサラ相談」の件数、これは令和5年度ですが、「クレサラ相談」という項目はセンター相談の数になります。その4つぐらい下のところに「相談登録弁護士」「相談登録司法書士」という欄があります。これが個人の事務所で弁護士、司法書士が相談を受けた数になります。この合計をしたものがほとんどクレサラ相談だと御理解いただきたいと思います。

それで、2ページ先の法テラス東京の業務実績というグラフになっているものを御覧いただきたいと思います。ここ10年の経年の数が載っておりますけれども、毎年毎年増えてきて、令和4年度よりも令和5年度、まだ11月までしか出ておりませんが、数がやはり増えております。現在は月1、400件ぐらいのクレサラ相談があります。これが前年度で1,300件ぐらいだったので、増えていることが分かります。結局、現在では毎日クレサラ相談を70件受けていることになります。

理由は、ギャンブルというのはもうほとんどありませんで、皆さん生活苦の方がお見えになるので、生活資金としての借金がほとんどになっております。金額としては、大体300万円以下が多いように思います。

皆さん、最近おっしゃるのが、サラ金ではないのですよ、なのに何でこんなに利息がかさんじゃうのだろうというのは、クレジットカードなのですね。サラ金は20%の金利ですけれども、クレジットカードも15~18%なので決して安い金利ではないので、皆さんそっちは大丈夫だと思っている方が多いような気がして、カードというのもかなり問題になるのだなということが分かってきております。

今、法テラスで困っているのは、コロナ禍のときには件数がそんなに伸びていなかったのですね。ところが、コロナが終わって今年度については相談が増えてきております。そのために予算不足になって、このところ閉めざるを得ないという事態になっているのは大

変困っているところです。センター相談については、1月から3分の1ほど数を減らしているということになります。

これが結局は個人の相談登録のほうに回っているのですが、総体としてはそんなに変わらないのかなとは思いますが、予備費が頂けないという状況ですので、生活困窮者には大変迷惑をかけていることになっております。

それから、一つ情報提供ですけれども、能登半島の地震の被災者に対する資力を問わない法律相談を1月11日から始めております。電話相談も入っておりますので、使い勝手はいいかと思っておりますので、皆様から御紹介いただければと思っております。

以上です。

○小菅部会長 御報告、どうもありがとうございました。

ただいまの御報告につきまして、御質問、御意見等がございましたら、御発言をお願いいたします。ございませんか。

それでは、続きまして、公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会、米澤委員、よろしく願いいたします。

○米澤委員 資料7でございます。先ほどの東京都、法テラスさんからの御報告と同様の傾向にあることをお示した表です。

一番上の表で毎月のJCCOへの相談件数を整理してありまして、青く塗ってあるところが前年同月と比べて増えていることをお示ししております。御覧いただくとお分かりになるように、今年度は7月を除いて毎月軒並み増えておりまして、11月、12月に至りましては100件程度の増加を見ており、かなり如実に表れていると思います。

少し下のほうを御覧いただきますと、【参考】として、裁判所の司法統計から引っ張っておりますけれども、④の自然人の自己破産も、前年同月と比べ、今年度は軒並み増加していて、なかなか厳しい状況がうかがわれることを御報告申し上げます。

以上でございます。

○小菅部会長 御報告、どうもありがとうございました。

ただいまの御報告につきまして、御質問、御意見等がございましたら、御発言をお願いいたします。よろしいですか。

それでは、続きまして、日本貸金業協会、菅原委員、よろしく願いいたします。

○菅原委員 では、資料8、日本貸金業協会の取組みということで、令和5年度の上半期の実績等について御報告をいたします。

まず、資料の1ページですけれども、相談等の状況ということで、受付状況ですけれども、上のメッセージ欄のところにございますとおり、令和5年度の上半期の相談、苦情、紛争の受付件数は4,994件ということで、前年の上期と比べて459件増加ということで、かなり増えているということです。

②のところ、一般相談ですけれども、借入れの希望とか借入先等の相談、この融資関連というのが943件、これは前年の上期と比べて61件の増加。

それから、③ですけれども、多重債務関連相談では、貸付自粛制度というのを当協会で行っていますけれども、これが2,116件ということで、前年の上期と比べて366件増えているということです。それから、ギャンブルとか買い物等の浪費による返済困難に関する相談が716件で、前年上期に比べて58件の増加ということで、今御報告いただいたところと同様に多重債務関連の相談は上昇傾向にあるかなというところ、

それから、2ページ、金融トラブル相談ということで、上のメッセージ欄の①ですけれども、上期のトラブル相談については153件で、これも前年度の上期に比べて95件増えているということです。中身としては、副業詐欺関連の相談が前年と比べて大幅に増えておりまして77件で、53件増えたということになります。

③のところ、今の副業詐欺関連の相談ですけれども、77件のうち、若い女性、20代の女性からの相談が非常に多いということになっております。

これについては、後ほど御説明しますけれども、未然防止策ということでいろいろ対応を協会のほうでも取っておりますし、何か問題がある場合については適切に警察とかその他の相談機関を紹介するとか、そういった対応を取っているということです。この手口については当協会の協会にも情報を共有して、若い方の借入れについてはより慎重に行ってくださいというようなアナウンスをしているところ、

それから、3ページの生活再建支援カウンセリングですけれども、こちらにつきましては件数としては非常に多くなっております。新規の相談者、継続して相談されている方、合計で78件、総相談回数は244回ということで、昨年度の実績を通年で上回る勢いで推移をしているということ、

家族からの相談も多いので、その場合は御夫婦とか親子を対象としたカウンセリングなどを実施している、

相談者の声につきましては下に記載をしておりますので、また後ほど見ていただければと思います。

それから、4ページは若年層に関する相談でございます。①のところで書いてございますが、上期の若年層に関する相談は298件で、これも前年の上期と比べて49件増えているということでございます。うち、本人からは86件ですけれども、家族・親族からが198件で、お子さんを心配されたお父さん、お母さん、家族の方からの相談が非常に多いということでございます。

④に書いてございますけれども、そういった中で、いわゆる若年者、若い方が多重債務になっているかということ、そういった返済困難の相談というよりは、先ほどちょっとありましたように副業詐欺関連の相談が見てとれるかなと思っております。

続きまして5ページですけれども、当協会で貸付自粛制度というのをやっておりますけれども、これについては上期2,335件ということで、去年の上期に比べて574件増えているということでございます。内容については、こちらをまた後で見ていただければと思います。

次に6ページ、貸付自粛制度申告者の状況でございますが、圧倒的に多いのがやはりギャンブルです。ギャンブルがやめられないということで、自ら貸付け自粛の登録をしておくという方が797件ということで、非常に多くなっておるところでございます。

続きまして、飛んで8ページを御覧ください。当協会では、金融経済教育・啓発活動にも力を入れております。令和5年度の上期につきましては、記載のとおりですけれども、啓発用の冊子の配布とか、先ほども東京都のほうからお話がございましたけれども、東京都と連携をした出前講座、こういったところに力を入れておるところでございます。この辺の内容については、後で御覧いただければと思います。

次の9ページは、御参考ですけれども、当協会ですけれども、いろいろなこういったツールを作っております。お役に立てていると思っておりますので、お問合せ等をいただければ、またこちらを配布することもできますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、10ページ、こちらは金融リテラシー向上コンソーシアムというところで、これは6月に当協会と貸金業者が共同して設立をしております。設立の背景ということで10ページの下のところを書いてございますけれども、先ほど来出ています金融犯罪の手口が非常に巧妙化・複雑化しているというところで、若者がこういったものに巻き込まれないようにということで、しっかりと我々協会が連携して、金銭教育、金融リテラシーの向上を図っていくということで活動を始めております。

11ページに活動状況を書いてございますけれども、セミナーの実施とか、こういった

ところでしっかりと若者に教育をしていくというようなことをやっていきたいということです。コンテンツを作るというようなところ、ホームページ、こういったところでいろいろ周知をしていくということでございます。

12ページは、これまでの実績ということで幾つか挙げておりますけれども、専門学校とか大学、高校で、金融トラブル、ローンクレジットの扱い方とか、生活設計・家計管理といったところをセミナーとして行っているということで、これからますますこのコンソーシアムについては活動を広げていきたいと思っているところでございます。

当協会からの報告については以上でございます。

○小菅部会長 菅原委員、どうもありがとうございました。

ただいまの御報告につきまして、御質問、御意見等がございましたら、御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

特にないようですので、次に進ませていただきます。

続きまして、関東財務局東京財務事務所、池田委員、よろしく願いいたします。

○池田委員 東京財務事務所理財第四課の池田でございます。

本日御出席の関係機関の皆様には、金融庁並びに財務局の金融行政に格別な御理解をいただきまして誠にありがとうございます。

私のほうから、資料9に基づきましてスライドを基に御説明させていただきます。

まず、スライド1ページ目でございます。相談部会と貸金業部会の資料をまとめておりますので、一連での御説明ということになります。

当事務所では多重債務相談窓口を設けておりまして、受付した令和5年度上期、4月から11月までの状況をまとめたものとなっております。相談件数や相談者の年齢構成は前年の傾向とほぼ変わりはないということでございますけれども、2つ目の●にちょっと触れているのですが、相談者からの申告の中で、いわゆる若い方からのお話が多いのですが、精神障害でお悩みになっているといった方を最近よく聞いております。こういった方が精神障害を抱えながら、かつ借金を抱えるという、2つの課題を抱えていらっしゃる、私どもとしましても話を聞いている限り、関係機関との連携、手厚い支援が重要と考えているところでございます。

次の2ページ目に資料として載せておりますけれども、東京都発達障害者支援センター、いわゆる「おとなTOSCA」と本日御出席の関係機関の皆様との連携が重要なことだと思っているところでございます。

次の2ページ目のスライドでございます。私どもも若年層に対する金融リテラシーの取組をやっておりますので、少し紹介させていただきたいと思っております。

東京財務事務所では、右のスライドにございますが、「家計すごろく」と称した内容で、家庭の事情で学校に通えない生徒さんや、発達障害を抱えていらっしゃる様々な課題を持つ、いわゆる若年成人層の方を対象に、お金の大切さとか借金の怖さを分かってもらうために、体験型のすごろくゲームを使った金融教育をやっております。

実績としましては、都内のNPO法人さんとか支援団体さんにも使っていただいた結果、今度は自分の団体のところで使いたいという御要望もいただきまして、私どもが使っているすごろくのセットに台本を添えて電子媒体で一式、使われる機関さんに無料で差し上げるようなこともやっております。

本日御出席の機関さんとは直接なじみがないのかもしれませんが、資料10でこういう資料もお持ちさせていただいております。このすごろくゲームの内容を宣伝しているものでございます。お読みいただき、もしすごろくを見たいなということがございましたら、このチラシを何枚か持ってきておりますので、終わった後にでもお声かけいただけたらありがたいと思っております。

3ページからは貸金業部会の説明となります。金融庁では、毎年、金融行政方針を公表しておりまして、昨年から2つの課題ということで、多重債務の問題への対応と特殊詐欺関連といった点を重点事項として挙げています。

多重債務問題は、成年年齢引下げとかコロナ後の貸金業者の融資動向とかモニタリング、立入検査など、これらについて財務局や都道府県さんでも検証しているところでございます。

2つ目の○でございますが、特殊詐欺、不正送金などの対応は、マネーロンダリング関連の届出とか情報を基に、金融庁、財務局とともに警察庁さん、警視庁さんとも緊密な連携をさせていただいているところでございます。

次のスライド4ページ目でございます。こちらは金融庁の公表資料でございますが、金融庁が日本貸金業協会さんとの意見交換で挙げた論点事項をまとめているものでございます。

成年年齢引下げの対応というのがやはりクローズアップされておりまして、財務局や都道府県さんの検査のほか、日本貸金業協会さんでもいわゆる立入監査を行われると聞いております。業界としましても自主規制の遵守というところがしっかり定着されているもの

ということで、行政としても理解しているところでございます。

また、財務局とか金融庁におきましては、若年層向けに係る苦情といったものを私どもとしては情報として聞いていないところが実態でございます。

あと、先ほど菅原委員からも御説明がございましたが、貸金業の業界内におきましては、大手貸金業者さんが共同して金融リテラシー向上コンソーシアムを立ち上げられております。業界を挙げての金融教育に向けた機運が非常に上がっておりますので、行政としてもこれらの取組を非常に歓迎しておりますし、ますますの御活躍、取組拡大をぜひ願っているところでございます。

最後の5ページ目でございます。やはり無登録というところが貸金業はずっといたちごっこで、いまだ課題でございます。私どもも、いただいた情報は注意喚起でホームページに載せさせていただいております。

最近の傾向では、証券会社の登録をしていますよみたいなことをうたって無登録で貸金業をやっているやからがおりますので、こういったやからがございました際は、情報をまとめた上でこのように注意喚起の公表を行っているところでございます。

私の説明は以上でございます。

○小菅部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御報告につきまして、御質問、御意見等がございましたら、御発言をお願いいたします。

それでは、進ませさせていただきます。

続きまして、保健医療局保健政策部、小澤課長、よろしく願いいたします。

○小澤オブザーバー では、資料11により、東京都における自殺の現状を御紹介させていただきます。

一番上に、東京都の自殺者数の推移を令和4年まで表示しておりますが、新型コロナの流行が始まりましてから自殺者数は増える傾向にございまして、令和4年も増えました。令和5年の数字につきましては、今年の秋口にならないと分かりませんが、警察庁統計の速報を見る限りは減る傾向はないと見ております。その下に全国の数値も入れておりますが、全国においても増加の傾向にございます。

自殺の背景には、御存じかと思えますけれども、健康問題に続いて経済・生活問題が多くございまして、その中には多重債務やその他負債があったという方も非常に多くいらっしゃいます。ですので、この部会に御参加の皆様のところ様々御相談を受けて問題解決

につなげていただくことが、自殺者数の減にもつながり得ると思っております。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

続いて、自殺死亡率の推移ということで人口10万人当たりの自殺者数を示しておりますが、こちらも増加傾向にございます。東京都は全国と比べますと若干低いところではありますが、現在、全国では死亡率を12.2以下に下げるという目標を持って取り組んでおりますけれども、なかなか厳しい状況にございます。

続いて、自殺者の年齢構成ですが、東京都におきましては30代以下の方が全国の数字よりも若干多めに毎年出ております。

その次は年齢構成になりまして、令和4年が一番上にありますけれども、新型コロナの流行が始まってから若年層の増加が続いておりましたが、令和4年はそこは若干落ち、代わりに50代、60代の方が増えたように見受けられます。

その下に年齢階級別の死亡率の推移をお示ししております、黄緑色の太い線が令和4年のものになりますけれども、55～59歳、また69歳ぐらいまでの方の自殺死亡率がぐっと増えておまして、代わりに20代の方は少し減りました。こちらは、やはり生活苦なども背景にあるのかと推測するところです。

その次に、男性と女性に分けてグラフをお示しておりますけれども、男性は55から69歳あたりの方が令和4年はぐっと増えておまして、女性は45から50歳、60歳ぐらいまでの方が増えています。

続いて、未遂歴ですが、これは例年、実際に亡くなってしまった方には過去に未遂があった方が多いというのを示しているものでございます。

最後、近年、お子さんの自殺が非常に問題になっておりますので、若い方の自殺者数を実数で示したグラフを幾つかおつけしておりますが、増加傾向にございまして、対策が必要になっているところです。

最後に年代別死因ですが、例年10代から30代までの方は自殺が1位という結果になっております。40代以上については少し動きがあるところで、令和4年は50代の方が4位から3位に上がってしまいましたが、60代の方につきましては6位以下に下がっております。

引き続き、御相談対応での困り事の解決に御尽力をお願いできればありがたいです。よろしくよろしくお願いいたします。

○小菅部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御報告につきまして、御質問、御意見等がございましたら、御発言をお願いいたします。

米澤委員、お願いいたします。

○米澤委員 2点教えていただきたいのですが、1ページ目の東京都の自殺者の推移のグラフを見ますと、何となく男性よりも女性のほうの伸びのカーブが急なように見えるのですが、そうなのかどうか、もしそうだとすると、その背景に何が考えられるのかということが1つです。

もう一つは、3ページ目で、50代の自殺が突出しているとおっしゃっていたと思いますが、その背景として何が考えられるのか。この2点をお願いします。

○小澤オブザーバー ありがとうございます。

お話くださったように、女性の自殺者数については、新型コロナの流行が始まって以降、男性よりも増え方が大きいということがございます。この背景については、国では、新型コロナの流行により、自宅での生活などが多くなったことで家族問題がより顕在化してしまった、例えば夫婦仲がうまくいっていない、お子さんとの関係がうまくいっていないところが、一緒にいる時間が長くなったことによって顕在化してしまい、女性のメンタルヘルスが低下したというようなことが挙げられておりました。令和4年はコロナはかなり終わりに向かっているところなのですが、まだ気をつけている方は自宅での生活などもあったと思われれます。

ただ、それだけではないと思っております、国でも困難を抱える女性の支援というのは大きな課題として、例えば、50代、60代になられますと介護と仕事の両立の問題など、今、女性が置かれた社会状況と関係する問題もあるのかと思っております。ただ、これは決まった分析結果がまだない状況です。

50代、60代の方の自殺の増加につきましても、定説はまだないのですが、今日、皆様からのお話では、負債関係の御相談が増えているということですし、生活困窮などが背景となっている可能性はあるのではないかと考えております。

○米澤委員 ありがとうございます。

○小菅部会長 どうもありがとうございます。

そのほか、御質問等はございますか。

それでは、先に進ませていただきます。

まだ御発言いただいていない委員の皆様からも、各所属機関での近況等につきまして、

1～2分程度で御報告いただければと存じます。

まず、相談部会の委員の皆様、宮村委員、よろしくお願ひいたします。

○宮村委員 宮村です。

本日、皆様方から、多重債務相談が増加傾向にあるというお話が出ていたかと思ひます。私個人の体感としましても、相談の件数は増えているなど感じております。

相談の内容としては従来とそんなに変わりませんけれども、件数としては割と増えているなど。相談者の中には、先ほどちょっとお話が出ましたが、特例貸付を受けている方もいらっしやいますが、それが返せないからというよりは、もともと負債がかなりあった方で、これ以上よそから借りる資金がなくなってきたので相談に来ましたというような方が多いかなと思ひております。

以上です。

○小菅部会長 どうもありがとうございます。

次に、田中委員、よろしくお願ひいたします。

○田中委員 第一東京弁護士会の弁護士、田中です。

宮村先生のほうから弁護士としての感覚ということはいいただいたのですが、私もかなりかぶるのですけれども、弁護士会でやっている法律相談などの数字は去年よりも若干伸びてきている。ただ、劇的に伸びているというよりは、去年よりもさらに増えてきたというところで、先ほどもおっしゃられたとおり、例の特例貸付のほうががんと来るかなと思ひたのですけれども、それだけが目立ってという感じではなく、それも1つ入っているということはあるのですが、そこら辺で傾向がどうのというよりは、今日の御報告でもいただきましたけれども、ギャンブル問題、投資詐欺問題、そういうものが引き続き多くの問題を占めているというところを私の感覚では持っております。

そういうことがありますので、多重債務問題対策協議会のほかの部会等にも出席させていただいていますが、そういうところで、他機関との連携というか、例えば最近弁護士会ではギャンブル問題の研修等があつて、私は分からないこととかを聞いて勉強になったな、今後の相談の参考にできるなとか、精神保健関連とか、そういう他機関の知識もきちんとつけて相談等に臨んでいきたいと思ひます。今後ともよろしくお願ひします。

○小菅部会長 どうもありがとうございます。

安藤委員、よろしくお願ひいたします。

○安藤委員 東京司法書士会の安藤でございます。

当会では四谷と立川で無料相談会を常設で行っておりますけれども、こちらの数としては顕著な増加は見られない、横ばいであると聞いております。

従来は、相談の場で相談を受けた司法書士が、相談者の方に直接そこで受任を持ちかけるとか名刺を渡すという行為を禁止する運用を長らく取っておりましたが、昨今、スピード感を持った対応が望まれるケースも非常に増えてきて、検討しまして、相談の場で直接受任をすることもできるという運用に変更いたしまして、こちらは債務整理の相談も対象になっております。

もともと、個人が自分の営業を丸出しにしないようにという趣旨で禁止していたものから、その弊害が出ないように気をつけながら、対策を講じながら運用を進めてまいりたいというところです。

あと、先ほどお話が出ました11月の昭和記念公園でのヤミ金のキャンペーンですけれども、当会から相談員を派遣したところ、物すごく相談が多くて大変だったということを知りました。盛況だったということで、こちらについては、次の機会がある際は人員の増強などが必要ではないかということで、今内部で共有しているところです。

それから、個人的に受けている事件の傾向ですけれども、統計があるわけではないのですが、先ほど法テラスの亀井副所長からもあったように、遊んで遊んで浮ついた借金というよりは、もう本当に日々の生活費が足りなくて仕方なく借りて、それが積み上がってどうにもなくなっちゃったというようなケースの割合が多いかなというのが個人的な受任をしている中での肌感覚です。

以上となります。

○小菅部会長 どうもありがとうございます。

続きまして、海老名委員、よろしく願いいたします。

○海老名委員 海老名です。

皆さんの報告を聞いて、被害者の会としても、本当に寄り添っていただいて相談に乗っていただいていること、本当にありがとうございます。感謝申し上げます。

それを前提に、特例貸付の件も、今の流れの中で、制度ができたときには非常に喜んだというか、働く場所とか当然収入がなくなったから利用させていただいたのですね。

そういう中で、今みたいな公共料金だとか、物価高とか、これほど生活が苦しくなるのは思ってなくて利用させていただいた。だから、そのときに借りたやつを何に使ったのかということになると、実質はやはり生活費なのですね。アルバイトだと仕事がないから。

決して無駄遣いをしたわけではないという状況です。そういう中で、仕事が減ったり、非常にきつい収入になって返済ができなかったりというのが多く寄せられています。

そのときに、免税の通知も一斉に届いているのですね。非課税の方は免除しますよという書類をいただいているのですけれども、非課税の問題は、収入がゼロ、所得がゼロの方が非課税なのです。所得が50万、60万、扶養によっては違うのですけれども、50～60万でも均等割がかかってしまうのですよね。そうすると、実際は非課税の生活状況なのですけれども、均等割だとかがちょっとかかっている方の生活状況は非課税の世帯とあまり変わらないのです。

そんなことで、うちの場合は、とにかくもう一回、家賃だとか、公共料金だとか、そういう生活費用の家計簿をつける。そういうことで取り組んで、もう一回、この制度はどうだったのかということは今整理している状況です。

もちろん、うちの場合は世田谷の一部なのですけれども、結構そういう相談が増えていきます。先ほどから皆さんが言うように、この間の多重債務というのはギャンブルではないのですよね。そんなことを思いながら、改めて皆さんの努力についてできるだけ多くの人にお知らせして、皆さんに相談に乗ってもらっていただくようにします。

すいません。ちょっと長くなりました。

○小菅部会長 どうもありがとうございました。

橋本委員、よろしく願いいたします。

○橋本委員 八王子市消費生活センターの橋本でございます。

消費生活相談全体の状況を、資料の用意が間に合わなかったものですから、口頭で申し上げさせていただきます。

確定しています令和5年度11月末の数字でございますが、3,057件でございます。これは、前年度の同月の3,055件とほぼ一緒の数字でございますので、令和4年度に4,536件の消費生活相談がありましたので、恐らく今年度も4,500件前後の相談になるのではないかと考えております。

また、11月末現在で、多重債務相談は46件寄せられました。前年同月では47件でしたので、これもほぼ一緒。令和4年度には78件の多重債務相談がありましたので、今年度もこのままの状況ですと80件前後の多重債務相談というようなことになるのではないかと考えております。

また、前回の会議のときに御報告を申し上げました、令和5年4月1日から始めました

メールにより相談についてでございます。昨日現在までで件数はあまり伸びておりませんで、去年の4月から昨日1月16日まで現在で23件のメールによる消費生活相談が寄せられました。そのうち、メールでの多重債務の御相談は今のところはないという状況でございます。

最後になりますが、今、計画の実行年度を令和6年度から10年度までの5年間とします第3期の消費生活基本計画を策定中ございまして、その中でも引き続き、多重債務相談の実施、消費生活相談員が対応する相談の中で、必要に応じて法テラスさんや弁護士会さんに御相談をつなぐことも含めた多重債務相談の実施、あるいは東京都さんと連携した特別相談の実施、「多重債務110番」とか「若者のトラブル110番」も引き続き今後も実施するという計画の内容とする予定でございます。

以上でございます。

○小菅部会長 どうもありがとうございました。

続きまして、八木委員、よろしく願いいたします。

○八木委員 地域福祉課長の八木です。

私のほうでは、生活再建の関係で多重債務問題と関わらせていただいております、運営しております多重債務者の生活再生事業の相談の状況について少し情報提供させていただきます。

令和5年10月末までで、来所による初回の相談の方が678名となっております、この数字は昨年度、令和4年度がこれまで最高の相談件数だったのですけれども、それよりも若干多い数字となっております。

相談の年代を見ますと、これまでお話があったとおり、20代、30代の方が比較的多くて、34%ぐらいあります。これは、昨年度までは上昇傾向だったのですけれども、令和4年度と比べると、高いところで横ばいになっているという状況です。

借入れに至った経緯ですけれども、亀井委員からもお話があったとおり、家計の問題、あと収入減少という方がやはり多くいらっしゃる一方で、遊興費、交際費、物品購入の割合が昨年度と比べて増えているような状況も見られております。

相談の結果、問題解決に当たって連携させていただく相談機関としましては、弁護士会さんが22%と、連携先としては一番多くなっております。こちらにつきましては、再生事業の相談窓口に今年度から弁護士の先生に毎日来ていただいているということもありまして、そういったことから、債務整理を伴う困難な問題について速やかに相談できる体制

が整っているのかなと感じているところでございます。

あと、各委員からお話がありました、東京都社会福祉協議会で実施しております生活福祉資金の特例貸付に絡む相談の状況でございます。昨年度、令和4年度は、相談件数のうち特例貸付を受けている方の割合が24%であったところですが、令和5年度、こちらは11月までの数字ですが、この数字が19%ということで若干減少傾向にあります。

先ほど少し海老名委員からもお話があったところでございまして、特例貸付につきましては返せない方については免除等が利用できますので、そういった免除等を利用した結果、こちらの再生事業の相談窓口にはつながらなくなっている方もいらっしゃるかなと思うところでございます。

状況については以上になります。

○小菅部会長 どうもありがとうございました。

続きまして、貸金業部会の委員の皆様にもお願いしたいと思います。

中村委員、よろしく願いいたします。

○中村委員 川の手市民の会について御報告いたします。

皆様の御報告を聞いていますと、今年5年度は増減ということなのですが、私たちの団体は令和4年度はすごく相談件数が多かったのですが、5年は減少傾向でした。

ただ、内容としてはやはり深刻なものが今もまだございまして、数年前に一度親族の方が来られて、本人は来なくてそのまま相談終了になった案件ですが、その後、今年度になって御本人が自死をされて、また親族の方が来るというような相談になりました。その負債についての御相談でして、遺書の中ではヤミ金もあって死んで返すしかないと思いつめたのではないかということがうかがわれましたので、今も深刻な相談がありますので、今後も債務整理相談は重要だということを改めて認識して対応してまいりたいと団体の一同が感じているところです。こちらの案件については継続対応していております。

以上です。

○小菅部会長 どうもありがとうございました。

長友様、よろしく願いいたします。

○長友様 警視庁の長友でございます。

私のほうから、警察という立場から皆様にもお願いしたいと思います。

皆様、相談ということでいろいろやっていただいて、本当にありがとうございます。特に、我々は組織犯罪対策部の暴力団対策課というところでございますので、私ども、特殊詐欺とかそういうのを扱うのですけれども、動機が、多重債務、借金をして返さなければいけないということで、今よくニュースに出ていますヤミバイトに手を出してしまう。相談できるところに相談しないで、返さなければいけないとって、安易にヤミバイト、特殊詐欺とか強盗に手を出して、そのグループに1回加担してしまったことによって逆にもう抜けられなくなるのですよね。抜けようとしたら、警察に言うぞ、おまえの家も全部分かっているぞということで、また新たな犯行をやらされる。しまいには、今度はだまして振り込むための口座をつくらせる。口座をつくれということで、二重、三重に犯罪を犯してしまうという傾向がございます。

捕まえるのはもちろん当たり前なのですけれども、我々も捕まえる、プラス、そういった人たちを生まないための対策を皆様もやっていただいておりますのですけれども、我々も企業とか行政のところでもいろいろ講演したりします。中身は多重債務とずれるかもしれませんが、必ず言うのは相談なのです。自分で抱え込まないで相談してくださいとっております。

令和4年2月から、我々も小学校から高校、大学、専門学校、そういったところに行つて若者を犯罪集団から守るための教育ということで、東京三弁護士会の先生たちと一緒に授業をしております。そこでも言うことは、必ず相談しなさいと。一人で考えて判断できるのであればいいのですけれども、間違った判断で行ってしまうと犯罪に手を染めてしまうと言っておりますので、今後も相談というのは本当に一番の、我々も毎回どこも言っている言葉なのですけれども、何とか犯罪を犯す者を生まないために、今後ともそういった活動をしっかりやっていただければと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

○小菅部会長 どうもありがとうございます。

西尾委員、よろしく願いいたします。

○西尾委員 私は悪質事業者に対する指導や処分を行っている部署におりまして、御紹介するのは、昨年度、令和5年3月に処分した事業者についてなのですが、マルチ商法の事業者でして、若者をターゲットにしておりました。若者は契約金がないものですから、お金がないと言って断るのですけれども、借金をすればいいだろうと言って、スマホを出させて、スマホに貸金業者さんのアプリを入れさせまして、隣で見ながら、本当は大学生で

収入はないのですけれども、正社員で300万円の収入があると書かせるということをやっておりました。

そういうふうが悪い業者が借金をさせて契約させるという事例がありますので、先ほどお話にもありましたように、若者の借金については事業者さんのほうで本当に注意をしていただければありがたいなと思っております。

以上でございます。

○小菅部会長 皆様、どうもありがとうございました。

ただいまの皆様からの御報告につきまして、御質問、御意見等がございましたら、御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、最後に次第4、その他になりますが、その他、関連して何かございましたら御報告をお願いいたします。よろしいですか。

貸金業部会のほうから何かございますでしょうか。

○福田部会長 大丈夫です。

○小菅部会長 それでは、以上をもちまして、本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。全体を通しまして何か御意見、御質問等はございますでしょうか。特によろしいですか。

それでは、最後に、事務局のほうから連絡事項がございます。

○高村委員 次回の会議日程になりますが、多分来年度になるかと思いますが、改めて御連絡をさせていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

以上です。

○小菅部会長 それでは、本日は、皆様からそれぞれの御所属における相談の状況や取組についての直近の状況など、大変貴重な御報告をいただきまして、有意義な情報交換の機会となりました。深く感謝申し上げます。

引き続き、皆様と緊密に連携を取らせていただきまして、多重債務問題の解決に取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、これもちまして、令和5年度相談部会・貸金業部会の合同会議を閉会いたします。皆様、本日はどうもありがとうございました。

午前11時26分閉会